

上昇気流

2025年 新春号 Vol.66



***** 目次 *****

- P1-2 新年のご挨拶
- P3-4 税務関係
- P5 納税証明書取得のご案内
- P6 慰安旅行
- P7 相続関係

(有)タックス・プランニング
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。

本年もよろしくお願い申し上げます。

令和七年 元旦

2025年 新年のご挨拶

古希も過ぎ、残り時間が少なくなってきました。

体力は確実に落ちてきましたが、
気持ちはいつまでも若くいたいものです。

これから、世の中は大きく変わりそうです。
環境の変化に応じて、企業も変化していきましょう。
気軽に相談して下さいね。



代表社員会長 谷 明憲



有限会社タックス・プランニング
代表取締役 **吉田 均**

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、能登半島地震、新紙幣、パリオリンピック、大谷フィーバー等色々な出来事がありました。今年は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした大阪・関西万博が4月から開催されます。

昨今は、急激な円安ドル高の影響による物価高が実質賃金の上昇を抑えている現状のなか、コロナ禍の資金支援で生じた過剰債務の返済に加えて人手不足と物価高で厳しい状況にある中小企業は少なくありません。

また、AI技術等の発展により人々の価値観や生き方がますます多様化し、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあります。

私たちは、こうした社会環境の変化を伴いながら、これからの未来に期待を込めて生き抜くお客様企業のために全力でサポートしていく所存であります。

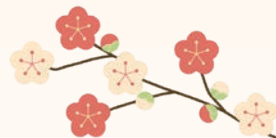
今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



谷税理士法人
代表社員 **林田 士郎**

新年あけましておめでとうございます。皆様にはご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます

私事ですが、昨年4年ぶりにスマートフォンの機種変更をした際、あまりの端末価格の高さに決めかねていたところ、社の者から「感覚をアップデートしないと買えませんよ」と言われました。就職氷河期世代でデフレが身に染みている私にとって、ここ数年のインフレは初めての経験になります。輸入物価の高騰に加え、人手不足と既定路線となった最低賃金の引き上げにより人件費は上昇し続ける事が想定されます。常にさまざまな感覚のアップデートと、昨年より取り組んでいるクラウド会計を始めとする経理のクラウド化の推進に努め、皆様のお役に立てるように頑張っております。本年もどうぞよろしくお願い致します。



本年もよろしくお願いたします



1. 賃上げ促進税制の強化

中小企業賃上げ促進税制とは

中小企業向け賃上げ促進税制は、青色申告書を提出する中小企業者等又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

経済産業省「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」より出典

賃上げ促進税制の強化の内容

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除 ※1

【中 小 企 業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除 ※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞
（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

改正後					改正前				
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%→+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	20%
	+4%	15%			←	+4%	25%	+5%	30%
	+5%	20%			←	—	—	—	—
	+7%	25%			←	—	—	—	—
*ブラチナくるみん or ブラチナえるぼし									
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	20%
	+4%	25%			←	+4%	25%	+5%	30%
*ブラチナくるみん or えるぼし三段階目以上									
中小企業	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%→+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	←	+1.5%	15%	25%
+2.5%	30%	←			+2.5%	30%	+10%	40%	
*くるみん or えるぼし二段階目以上									

3年間の措置（改正前2年間）

※中小企業向け教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加

※くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定

えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定

中小企業の繰越控除を新設

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**

※繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

経費精算を
ワンストップで。

ICSDigitalClip
powered by 日本ICS

顧問先の経費精算における
紙の申請書や領収書の
やりとりを簡単にデジタル化！

京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町 338
京阪四条河原町ビル 9F
TEL 075-371-6315

国土工営は、相続・資産対策を
サポートいたします。

KOKUDO NEWS 相続に「安心設計」を

1. 不動産を活用した相続対策
2. 貸宅地問題の解決
3. 一般不動産の仲介業務
4. その他資産対策

お気軽にご相談下さい。

私たちは相続を通じて、お客様の安心と幸せを実現します。

株式会社 国土工営 関西支店 <https://www.kokudokouei.co.jp/>
〒604-8141
京都市中京区蛸薬師通り東洞院東入ル泉正寺町328番地 西川ビル3階
TEL: 075-212-2801 FAX: 075-212-2802

2.住宅の借入・リフォーム税制強化

住宅ローン減税の拡充

拡充

子育て世帯等の枠組みが新設され、子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充が決定されました。今改正により※子育て世帯等については、令和5年の水準を維持することとなり、それ以外の世帯については水準の引き下げとなります。また、令和7年度についても同様の方向性で検討となっております。

(入居年)		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
控除率:0.7%					R6年と同様の方向性で検討
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円(5,000万円) 子育て世帯・若者夫婦世帯※	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円(4,500万円) 子育て世帯・若者夫婦世帯※	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円(4,000万円) 子育て世帯・若者夫婦世帯※	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認:2,000万円)	
借入限度額	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円	
		その他の住宅		2,000万円	
控除期間		新築住宅・買取再販		13年(「その他住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)	
		既存住宅		10年	
所得要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡(新築の場合、 2024(R6)年までに建築確認:40㎡! (所得要件:1,000万円))			

国土交通省 参考

R6年と同様の方向性で検討

リフォーム促進税制の拡充・延長

拡充

子育て世帯等の枠組みが新設され、子育て対応改修に係る所得税の税額控除の拡充が決定されました。

延長

現行の措置(耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化)を令和7年12月31日まで延長
※子育て世帯等については、令和6年12月31日までの適用の為、税制改正により延長の可否は担当者にお問い合わせください。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	
耐震	250万円	25万円	
バリアフリー	200万円	20万円	
省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)	
三世帯同居	250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
子育て[拡充]	250万円	25万円	

こども家庭庁 引用

一定のリフォームを行った場合、対象工事限度額の範囲内で標準的な費用相当額の10%を所得税から控除されます。

- ▷カッコ内の金額は太陽光発電設備を設置する場合。
- ▷対象工事の限度額超過分及びその他増改築工事についても一定の範囲まで5%の税額控除
- ▷その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には**適用不可**

※子育て世帯等とは「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

京都の事業承継(M&A)はストライクにお任せください

経営者の皆様

こんなお悩みはございませんか?

自社単独での成長に
限界を感じている

最も負担の少ない形で
承継を完了させたい

人材不足を解消したい

永続的に成長できる
企業を作りたい



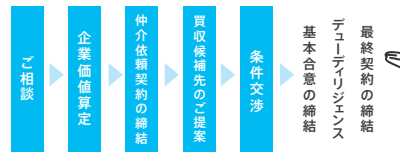
そのお悩みの**解決策**に
M&Aを検討してみませんか?

ストライクのM&Aサービスは
マッチングするまで無料
でご利用いただけます。

- 着手金
- 月額報酬
- 企業価値算定費用

ご検討段階の
お手紙等は
すべて無料

¥0



M&Aに、「信頼」を。

ストライク



相談無料
秘密厳守

ストライク京都イノベーションオフィスにご相談ください。

京都オフィス TEL

担当: 奥村花

075-286-0101 070-3160-6776

HPはこちら!



納税証明書はパソコン・スマホで請求・取得できます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単にオンラインで請求から受取りができます。

データで欲しい方、自宅やオフィスで印刷できる方は税務署に行かずとも納税証明書を取得することができます。できて便利です。

メリット

- ①スマホ・タブレット・パソコンで完結!
- ②**手数料がお得!** 1税目1年度あたり**370円**
※窓口・郵送から請求の場合は1税目1年度あたり400円
- ③期間内であれば**何度でも印刷・使用可能!**

顧問先のお客様におかれましてはe-Taxのアカウントは作成済みです
ID・パスワードについては担当者にお問い合わせください!

留意事項

- **都道府県税**や**市町村税**はe-Taxから請求できません。
(法人府民税・法人市民税・法人事業税・個人事業税・住民税・固定資産税・自動車税など)各自治体によってオンライン申請の受付状況は異なります。
- **全省庁統一資格**の申請や建設業許可申請を行う場合は**納税証明書が取得不要**の場合があります。
e-Taxの利用者識別番号を、外部機関システムを利用し各種申請を行う際に、税務情報の添付自動化(納税証明書に変えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)がご利用いただけます。

STEP
01

ログイン

e-Taxホームページからログインします。

「**納税証明書の交付請求(電子交付用)**」を選択。

POINT!

オンラインで請求後、書面で窓口での受取も可能です。「**納税証明書の交付請求(署名省略分)**」を選択。郵送での受取は「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

STEP
02

電子申請

納税証明書の請求データを作成します。

POINT!

スマホからの請求は納税者(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。代理人の方はパソコンから請求してください。



STEP
03

電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が格納されます。

インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書データをダウンロードできるようになります。



今日と未来を、つなぐ。

変化が激しく、新しい価値観が生まれる時代。
今日という、一日一日を大切に。
その積み重ねが、未来へとつながっていく。
日本生命は今を生きるすべての人たちの
トータルパートナーとして
これからも社会に向き合い続け、ともに歩んでいきます。



日本生命

2021-1495G, 総合企画部

九州に いってきました



社員
おすすめ

グルメ
ランキング

BEST もつ鍋

BEST 水炊き

BEST いか活造り

社員
おすすめ

おみやげ
ランキング

BEST 明太子

BEST 通りもん

BEST めんべい

令和6年10月6日～8日、
慰安旅行で別府・福岡に
行ってきました。2日目は
あいにくの雨模様でしたが、
とてもリフレッシュ
できました!!



京都信用金庫アプリ

てのひら京信

お金の管理・各種手続も
オンライン相談も

詳しくはこちら



コミュニティ・バンク京信

桂川支店 TEL934-0011 滝ノ町支店 TEL955-7022
長岡支店 TEL951-6161 東向日支店 TEL922-0575

「コミュニティ・バンク京信」は、京都信用金庫のブランドネームです。



みなさまのすぐとなりに
京都中央信用金庫があります。

京都中央信用金庫

長岡支店	今里支店
イズミヤ長岡店前	今里4丁目16番地1号
☎(954)3121	☎(955)5001
FAX(955)8196	FAX(955)5074

東向日支店 向日町支店

阪急東向日駅前西入ル北側
☎(922)7101 FAX(932)8990

相続手続きをスムーズに進めるために知っておきたい預金と不動産の手順

相続手続きを進める際、多くの方が困難に直面するのが預金と不動産の相続です。特に、初めて相続手続きを経験する方にとっては、どこから手を付けてよいかわからないことが多いでしょう。本コラムでは、相続手続きをスムーズに進めるために必要なステップを、具体的な手順とともにご紹介します。ぜひ、相続の際に役立ててください。

相続手続きの基本 | 預金と不動産の相続における必要なステップとは？

相続手続きの第一歩は、相続人の確定と必要書類の準備です。相続が発生した場合、相続人を戸籍謄本などで確定させ、その後、遺産の内容に応じて手続きを進めていきます。

STEP1. まずは相続人の確定と必要書類の準備

相続人が複数いる場合、全員の同意を得る必要があります。相続人の確定には、被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本や相続人全員の戸籍抄本が必要です。この段階でしっかりと書類を揃えることで、後の手続きがスムーズに進みます。

STEP2. 遺産分割協議 | 相続人全員の合意をどう進めるか

遺言書がある場合には遺言書にしたがって名義変更を進めます。遺言書がない場合、遺産の名義変更には、相続人全員の同意が必要です。特に、不動産を分ける場合は遺産分割協議書の作成が不可欠です。この協議が円滑に進むかどうかは、相続人間のコミュニケーションが鍵を握ります。

STEP3-1 預金の相続手続きの流れ | 必要な書類と手順（金融機関手続）

預金の相続手続きは、金融機関ごとに異なる手続が必要です。一般的には、銀行に提出する書類として、相続人全員の同意書、戸籍謄本、遺産分割協議書などが求められます。金融機関での手続が終われば、預金は指定された相続人に引き継がれます。

STEP3-2 不動産の相続手続きの流れ | 必要な書類と手順（相続登記）

不動産の相続には、登記手続が必要です。相続登記を怠ると、不動産の売却や活用ができなくなるため、早めに対応することが重要です。必要書類には、戸籍謄本や遺産分割協議書、不動産の登記識別情報などがあります。これらの書類を法務局に提出し、登記を完了させます。

預金と不動産の相続税の基礎知識 | どのように計算されるのか？

相続には、預金や不動産に対して相続税がかかる場合があります。相続税は遺産の総額に応じて計算され、場合によっては大きな負担となることもあります。特に不動産はその評価額が高いため、相続税の負担が大きくなることがあります。評価額の算出方法や、適用される控除などを理解することで、節税対策が可能です。例えば、小規模宅地の特例を活用すると、評価額を大幅に減らすことができます。

無料相談実施中!!

様々な専門家がありますが、聞きにくいことは
全て私たちが代わりに承ります。

まずはお気軽に ☎ **0120-927-578**

ご相談ください [受付] 9:00~17:00 / [相談] 9:00~18:00

相続 TANI ナビ 谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング

相続手続きを専門家に依頼するメリット スムーズに進めるためのコツ

相続手続きを専門家に依頼することで、手続の煩雑さや法的なリスクを軽減できます。特に、相続税の申告や不動産の登記手続は専門知識が必要なため、税理士や司法書士のサポートを受けることが推奨されます。